

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 重要事項説明書（基本型）

（令和7年1月1日）

わたのみ荘

1. 事業所の概要

名称 : 医療法人 徳真会 介護老人保健施設 わたのみ荘
 所在地 : 真岡市荒町3-46-9
 電話番号 : 0285-83-6161
 事業所番号 : 栃木県指定 第0950980037号 平成12年4月1日指定
 管理者氏名 : 施設長 前田 真由美
 利用定員 : 100名

2. 運営方針

- ・わたのみ荘では、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
- ・わたのみ荘では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- ・当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ・わたのみ荘は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、他の介護保健施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービスを受けることができるよう努める。
- ・サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- ・利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。
- ・短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

3. 施設の概要

構造 : SRC5階建（耐火建築）
 建築面積 : 1,279.61㎡
 延床面積 : 3,615.03㎡（併設施設との共用506.17㎡）
 利用定員 : 100名
 療養室の種類 :

種類	個室	2人室	4人室
室数	4室	8室	20室

- ・入居ご希望の療養室種類をお申し出ください。但し、ご契約者の心身の状況や療養室の空き状況等により、ご希望に添えない場合もございます。
- ・療養室の変更について、ご契約者等から申し出があった場合は、療養室の空き状況により施設でその可否を決定いたします。また、ご契約者の心身の状況等により療養室を変更する場合があります。その際にはご契約者やご家族等との協議の上、決定するものといたします。

主な設備	数	備考	主な設備	数	備考
食堂	2		一般・介助浴室	1	座位浴槽1台
機能訓練室	1		特殊浴室	1	臥位浴槽1台
レクリエーションルーム	1	カラオケ・映画	診察室	1	
デイルーム	1				

4. 職員の体制

職種	員数	備考	職種	員数	備考
施設長(医師)	1		介護職員	4	(介護助手含む)
薬剤師	1	兼務	管理栄養士	4	
理学・作業療法士	5	兼務	支援相談員	2	
看護職員	13		事務員	2	
介護福祉士	25				

5. 職員の勤務体制

勤務体制	時間	勤務体制	時間
日勤	8:15~17:15	遅番①	9:30~18:30
夜勤	16:45~9:00	遅番②	10:00~19:00
夜間体制	職員4名(うち1名看護職員)		

6. 提供サービスの概要

- (1) 食事 : 管理栄養士の作成したメニューを提供いたします。
 (2) 入浴 : 利用者の身体状態に応じた入浴形態で入浴いただきます。
 (3) 日常生活援助 : 居宅サービス計画に従って提供いたします。
 (4) 機能訓練 : 理学療法士等による訓練を実施いたします。
 (5) 健康管理 : 医師及び看護・介護職員により健康に留意いたします。
 (6) 相談及び援助 : 日常生活に関する悩みや介護サービスに関する事等、何でもご相談ください。

7. 利用単位(料金)

- (1) 短期入所療養介護 1割負担の場合 注: サービス利用状況や加算の有無によって、負担額は変動いたします。

第4段階－利用者負担額(日額) 多床室

(1単位=10.14円/地域区分単価)

項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①	基本サービス単位	830単位	880単位	944単位	997単位	1,052単位
②	夜勤職員配置加算	24単位				
③	サービス提供強化体制加算(I)	22単位				
④	介護職員処遇改善加算(IV) (①+②+③)×4.4%	加算率4.4%				
⑤	介護保険から給付される金額	8,345円	8,821円	9,432円	9,936円	10,460円
⑥	サービス利用に係る自己負担額	928円	981円	1,048円	1,105円	1,163円
⑦	滞在費	500円				
⑧	朝食	480円				
	昼食	720円				
	夕食	600円				
⑨	日常生活品費	160円				
⑩	教養娯楽費	120円				
自己負担額計(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)		3,508円	3,561円	3,628円	3,685円	3,743円

第4段階－利用者負担額(日額) 従来型個室

(1単位=10.14円/地域区分単価)

項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①	基本サービス単位	753単位	801単位	864単位	918単位	971単位
②	夜勤職員配置加算	24単位				
③	サービス提供強化体制加算(I)	22単位				
④	介護職員処遇改善加算(IV) (①+②+③)×4.4%	加算率4.4%				
⑤	介護保険から給付される金額	7,602円	8,059円	8,659円	9,174円	9,679円
⑥	サービス利用に係る自己負担額	845円	896円	963円	1,020円	1,076円
⑦	滞在費	1,640円				
⑧	朝食	480円				
	昼食	720円				
	夕食	600円				
⑨	日常生活品費	160円				
⑩	教養娯楽費	120円				
自己負担額計(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)		4,565円	4,616円	4,683円	4,740円	4,796円

*自己負担額は、食事を1日3食(朝・昼・夕)摂られた場合の金額です。

*負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費及び居住費(滞在費)の負担限度額が、1日にお支払いいただく上限となります。

- (2) 短期入所療養介護 2割負担の場合 注: サービス利用状況や加算の有無によって、負担額は変動いたします。

第4段階－利用者負担額(日額) 多床室

(1単位=10.14円/地域区分単価)

項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①	基本サービス単位	830単位	880単位	944単位	997単位	1,052単位
②	夜勤職員配置加算	24単位				
③	サービス提供強化体制加算(I)	22単位				
④	介護職員処遇改善加算(IV) (①+②+③)×4.4%	加算率4.4%				
⑤	介護保険から給付される金額	7,418円	7,841円	8,384円	8,832円	9,298円
⑥	サービス利用に係る自己負担額	1,855円	1,961円	2,096円	2,209円	2,325円
⑦	滞在費	500円				

⑧ 食費	朝食	480円			
	昼食	720円			
	夕食	600円			
⑨ 日常生活品費	160円				
⑩ 教養娯楽費	120円				
自己負担額計 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	4,435円	4,541円	4,676円	4,789円	4,905円

第4段階－利用者負担額(日額) 従来型個室

(1単位=10.14円/地域区分単価)

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 基本サービス単位	753単位	801単位	864単位	918単位	971単位
② 夜勤職員配置加算	24単位				
③ サービス提供強化体制加算(Ⅰ)	22単位				
④ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (①+②+③)×4.4%	加算率4.4%				
⑤ 介護保険から給付される金額	6,757円	7,164円	7,697円	8,155円	8,604円
⑥ サービス利用に係る自己負担額	1,690円	1,791円	1,925円	2,039円	2,151円
⑦ 滞在費	1,640円				
⑧ 食費	朝食	480円	720円	600円	
	昼食				
	夕食				
⑨ 日常生活品費	160円				
⑩ 教養娯楽費	120円				
自己負担額計 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	5,410円	5,511円	5,645円	5,759円	5,871円

*自己負担額は、食事を1日3食(朝・昼・夕)摂られた場合の金額です。

*負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費及び居住費(滞在費)の負担限度額が、1日にお支払いいただく上限となります。

(3) 短期入所療養介護 3割負担の場合 注: サービス利用状況や加算の有無によって、負担額は変動いたします。

第4段階－利用者負担額(日額) 多床室

(1単位=10.14円/地域区分単価)

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 基本サービス単位	830単位	880単位	944単位	997単位	1,052単位
② 夜勤職員配置加算	24単位				
③ サービス提供強化体制加算(Ⅰ)	22単位				
④ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (①+②+③)×4.4%	加算率4.4%				
⑤ 介護保険から給付される金額	6,491円	6,861円	7,336円	7,728円	8,136円
⑥ サービス利用に係る自己負担額	2,782円	2,941円	3,144円	3,313円	3,487円
⑦ 滞在費	500円				
⑧ 食費	朝食	480円	720円	600円	
	昼食				
	夕食				
⑨ 日常生活品費	160円				
⑩ 教養娯楽費	120円				
自己負担額計 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	5,362円	5,521円	5,724円	5,893円	6,067円

第4段階－利用者負担額(日額) 従来型個室

(1単位=10.14円/地域区分単価)

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 基本サービス単位	753単位	801単位	864単位	918単位	971単位
② 夜勤職員配置加算	24単位				
③ サービス提供強化体制加算(Ⅰ)	22単位				
④ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (①+②+③)×4.4%	加算率4.4%				
⑤ 介護保険から給付される金額	5,912円	6,268円	6,735円	7,135円	7,528円
⑥ サービス利用に係る自己負担額	2,535円	2,687円	2,887円	3,059円	3,227円
⑦ 滞在費	1,640円				
⑧ 食費	朝食	480円	720円	600円	
	昼食				
	夕食				
⑨ 日常生活品費	160円				
⑩ 教養娯楽費	120円				
自己負担額計 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	6,255円	6,407円	6,607円	6,779円	6,947円

*自己負担額は、食事を1日3食(朝・昼・夕)摂られた場合の金額です。

*負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費及び居住費(滞在費)の負担限度額が、1日にお支払いいただく上限となります。

(4) 介護予防短期入所療養介護

利用者利用単位/日 (1単位=10.14円/地域区分単価)

要介護度	多床室	従来型個室
要支援1	613単位	579単位
要支援2	774単位	726単位

8. 加算単位(料金)と概要

- (1) 送迎(片道) : 184単位/片道
利用者の心身の状態、家族等の事情等により、その居宅との間の送迎を行った場合にお支払いいただきます。
- (2) 送迎加算 : 100円/km
送迎の際に、片道10kmを超えた場合にお支払いいただきます。
- (3) 夜勤職員配置加算 : 24単位/日
夜勤者(看護・介護職員)を入所者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上配置した場合にお支払いいただきます。
- (4) 個別リハビリテーション実施加算 : 240単位/日
個別リハビリテーション実施計画に基づき、理学療法士等が個別リハビリテーションを行った場合にお支払いいただきます。
- (5) 緊急短期入所受入対応加算 : 90単位/日
利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所のケアマネが、緊急に短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合にお支払いいただきます。
- (6) 若年性認知症利用者受入加算 : 120単位/日
認知症と診断された65歳未満の入所者に対し、個別の担当者を配置してケアを行っている場合に、65歳の誕生日の前々日までを対象にお支払いいただきます。
- (7) 重度療養管理加算 : 120単位/日
要介護度4又は5であって、以下の状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合にお支払いいただきます。
 - ① 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態。
 - ② 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上であり、ストーマの処置を実施している状態。
 - ③ 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態。
 - ④ 褥瘡に対する治療を実施している状態。
 - ⑤ 気管切開が行われている状態。
- (8) 総合医学管理加算 : 275単位/月(10日まで/月)
診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行い、利用者の主治医に対して、当該利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合にお支払いいただきます。
療養食加算 : 8単位/回
医師の食事せんに基づき療養食をお摂り頂いた場合にお支払いいただきます。
- (9) 緊急時治療管理 : 511単位/日(3日まで/月)
入所者の病状が著しく変化した場合に、緊急やむを得ない事情により施設にて緊急的な医療行為等を行った場合にお支払いいただきます。
- (10) 生活性向上推進体制加算(Ⅱ) : 10単位/月
利用者等の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上の改善活動を継続に実施している場合にお支払いいただきます。
- (11) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) : 22単位/日
当該サービス提供における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上又は勤続10年以上介護福祉士の占める割合が100分の35以上の場合にお支払いいただきます。
- (12) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) : 4.4%
介護職員に対し、当該加算を上回る賃金改善に関する計画を策定し、実施している場合にお支払いいただきます。
- (13) 食費 : 480円(朝)・720円(昼)・600円(夕)/食
施設で提供する食事をお摂り頂いた場合にお支払いいただきます。尚、利用者側のご都合に伴うサービス利用時間等の急な変更によっては、上記金額をご請求させていただきます。
- (14) 滞在費 : 500円(多床室)又は1,640円(従来型個室)/日
療養室をご利用の場合にお支払いいただきます。

- (15) 日常生活品費 : 160円/日
石鹸類、シャンプー、おしぼり、ペーパータオル、濡れタオル等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただいた場合にお支払いいただきます。
- (16) 教養娯楽費 : 120円/日
レクリエーション等で使用する風船・輪投げ等の遊具や折り紙等の材料、映像・音響等や行事等の費用であり、施設で用意するものをご利用頂いた場合にお支払いいただきます。
- (17) 電気代 : 100円/日
個人的に電化製品等をご使用された場合にお支払いいただきます。
- (18) 理美容代 : 実費
- (19) 診断書・文書料 : 所定料金
- (20) 室料差額 : 700円(2人室) 又は 1,400円(従来型個室)/日
2人室又は従来型個室をご利用をされた場合にお支払いいただきます。
- ※ サービス提供にあたって、利用者又はその家族等に対してサービスの内容、費用等について説明の上、同意をいただきます。
- ※ 利用料金の支払いについては、毎月7日(日・祝祭日の場合は翌日)に前月分の請求書を発行しますので、発行月の月末までにお支払いください。(会計時間 8:30~17:00)
お支払い方法は原則として窓口にて現金でお願いいたします。

9. 介護保険関係書類

介護保険関係の書類(保険証等)が郵送されてきた場合には、当施設に早めにご提示ください。

10. 身体拘束等について

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し、また、身体的拘束等の適正化を図るための指針を定め、対策を検討する委員会の定期的な開催及び研修の実施を行います。

11. 虐待の防止等について

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を定め、対策を検討する委員会の定期的な開催及び研修の実施を行います。

12. 褥瘡対策等について

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、発生を防止するための体制を整備します。

13. 緊急時の対応について

利用中に容体等の変化があった場合には、事前の打ち合わせにより協力医療機関、救急隊、親族等に連絡をいたします。

14. 非常災害対策について

消防計画及び風水害・地震等の災害に対処する計画に基づき、非常災害対策を講じるため、定期的な訓練を実施します。

15. 事故発生の防止及び発生時の対応について

当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、事故発生防止のための委員会の定期的な開催及び研修を実施します。また、サービス提供中に事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を行うとともに、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

16. 衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行います。また、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び研修、訓練等を実施します。

17. 協力医療機関

- (1) 真岡病院 : 栃木県真岡市荒町3-45-16 (2) みやもと歯科医院 : 栃木県真岡市東光寺3-14-3
電話番号 0285-84-6311 電話番号 0285-80-2880

18. 当施設のご利用の際の留意頂く事項

- (1) 面会 : ご面会の際は、時間(10:00~20:00)をお守りいただき、面会簿にご記入をお願いします。
尚、感染症等の流行期等におきましては、ご面会を制限又は禁止する場合もございます。

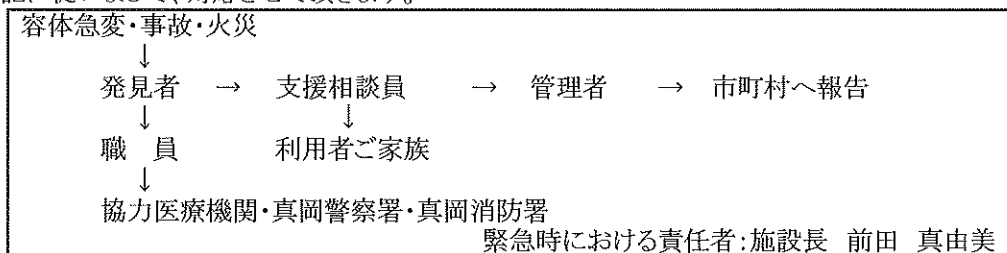
- (2) 医療機関への受診 : 医師の診断により、医療機関受診が必要な場合は、協力医療機関を中心に紹介します。その場合には予めご家族等に連絡いたしますが、連絡が取れない場合には、医療機関への受診を優先いたしますのでご了承ください。
- (3) 療養室・設備・器具 : 施設内の療養室や設備、器具類は本来の用途に従ってご利用ください。これに反して、ご利用により破損等が生じた場合には弁償していただくことがございます。
- (4) 喫煙・飲酒 : 敷地内禁煙となっております。ご入所中の喫煙はできません。また、飲酒につきましても、原則できませんので、予めご了承ください。
- (5) 迷惑行為 : 暴力・騒音等、他の入所者等の迷惑になる行為はご遠慮願います。
- (6) 宗教・政治活動 : 施設内で他の入所者等に対する宗教及び政治活動はご遠慮願います。
- (7) 動物飼育 : 施設内へのペットの持ち込み及び飼育は固くお断りいたします。
- (8) 利用中止 : 次に掲げる場合には、利用中止とさせていただきます。
 - ① 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護の提供が困難と判断した場合。
 - ② 利用者が当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
 - ③ 利用者及び家族等が職員に対して、カスタマーハラスメントと判断される言動等があった場合。
 - ③ 天災、災害、施設・設備等の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用していただくことが出来ない場合。

19. 相談・苦情の受付

- ・当施設には支援相談の専門員として、支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。
 - 担当者 : 岡島 紀子
 - 受付時間 : 月曜日～土曜日(祝祭日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時30分
 - 電話番号 : 0285-83-6161
- ・要望や苦情等は、支援相談員にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、玄関に備え付けの「ご意見箱」をご利用いただくことも可能です。
- ・行政機関その他苦情受付窓口
 - (1) 真岡市役所 : 栃木県真岡市荒町5191
高齡福祉課 介護保険係 電話番号 0285-83-8094
 - (2) 栃木県運営適正委員会 : 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
電話番号 028-622-2941

20. 緊急時の対応

下記に従いまして、対応させていただきます。



ただし、状況によっては変更する場合もございます。
その他のことにつきましても事務室までお気軽にご相談ください。

21. 個人情報の保護について

当施設では、ご利用者さまに安心して介護サービス及び医療を受けていただくために、安全な介護・医療を提供するとともに、ご利用者さま及びご家族さまの個人情報の取り扱いに関しても万全の体制で取り組んでおります。尚、詳細につきましては、別紙「個人情報取り扱いの方針」及び「当施設における個人情報の利用目的」をご参照ください。